

補助の概要<施設整備費補助>

※補助基準額は、国の補助制度の変更及び補助基準額の改定により、変更となることがあります。
(記載の補助基準額は、令和5年度(改正後)の予定額です。)

1 本体工事(工事事務費等含む)

補助内容：就学前教育・保育施設整備交付金の補助基準額の120%の3/4を補助

項目	補助基準額(市上乗せ後)	※通常の基準額
本体工事 (71~100名)	258,000千円	215,000千円
特殊附帯工事	21,672千円	18,060千円
設計料加算	本体工事費に係る基準額の5%	本体工事費に係る基準額の5%
土地賃借料	31,500千円	26,250千円

※特殊附帯工事：資源有効活用事業に係る費用
(水の循環・再利用、生ごみ等処理、ソーラーの整備等)
土地賃借料：工事期間中の土地賃借料

2 外構工事費

補助内容：次に掲げる面積を合計した面積に1㎡当たり5,000円の3/4を補助

- (1)補助対象事業で施設整備する園舎の建築面積
- (2)補助対象事業で施設整備する園舎の2歳以上の認可定員に
3.3平方メートルを乗じて得た面積

項目	補助基準額(市上乗せ後)	※通常の基準額
外構工事	基準面積1㎡当たり5,000円	補助なし

3 整地費・土地の購入費等

■補助制度なし

項目	補助基準額(市上乗せ後)	※通常の基準額
土地購入	補助なし	補助なし

補助の概要<貸付金利子補給>

1 趣旨

保育園の施設整備に必要な資金を、金融機関等（銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、独立行政法人福祉医療機構等）から借り入れた場合、借入れに係る利子に対して補助を行う。

2 補助対象となる経費

金融機関等から借り入れた資金に係る利子

3 補助対象となる期間

第1回目の利子支払期日の属する年度から起算して10年度を限度

4 補助対象額

毎年4月1日から翌年3月31日までの期間に金融機関等に対して支払った借入金の利子の総額の2分の1
※延滞利子は除く

5 利子補給のイメージ

